

和歌山市週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。この要領は、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休2日工事の実施に必要な事項を定める。

2. 対象工事

和歌山市が発注する全ての建設工事を対象とし、月単位の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とすることができる。

- (1) 現場作業が短期間（1か月未満）で完了する工事
- (2) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事
- (3) 通年維持工事
- (4) 工程や完成時期に制約のある工事

3. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業を含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場閉所は、土曜日及び日曜日に限定しない。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 工事着手日

現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。

(5) 工事完成日

完成通知書の提出日をいう。

4. 工事費の積算

次の(1)及び(2)については土木工事のみ適用する。

- (1) 特記仕様書等に対象工事であることを明記するとともに、別紙1及び別紙2に示す月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

5. 実施方法

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所予定日を記載した計画工程表または別紙3「休日取得計画・実績書」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

なお、現場条件等により月単位の週休2日の取組を行うことが困難な場合においても、通期の週休2日を確保するよう努めるものとする。

イ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 土木工事について、監督職員は、月単位又は通期の週休2日を達成できない場合の減額金額（概算の減額金額となる場合、概算減額金額を含む）を工事打合簿で受注者に通知する。

(2) 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所予定日を記載した実施工程表等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。

イ 受注者は、監督職員による現場閉所の状況の確認のため、工事履行報告書の提出と併せて現場閉所日及び現場閉所率が記載された次のいずれかの資料（以下、「確認資料」という。）を監督職員に提出する。

i) 実施工程表

ii) 工事日誌

iii) 休日取得計画・実績書（別紙3）

ウ 監督職員は、受注者から確認資料を受領し、現場閉所の達成状況を確認する。土木工事の場合は、必要に応じて変更契約を行う。

(3) その他留意事項

ア 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

イ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象期間に変更が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

6. 工事成績評定

監督職員は、対象期間内の現場閉所が月単位又は通期の週休2日を達成していた場合、工事成績評定にて評価を行うものとする。

7. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲

示するものとする（別紙4参照）。

（2）受注者は土曜日及び日曜日が現場閉所となるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月15日から施行する。

この要領は、令和7年8月15日から施行する。

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

週休 2 日を達成した場合の補正係数（土木工事）

○補正係数

【月単位の週休 2 日】

	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
土木工事	1.02	補正なし	1.01	1.02
港湾・漁港工事	1.02	補正なし	1.02	1.03
土地改良工事（土木）	補正なし	補正なし	1.04	1.05
土地改良工事（施設機械）	補正なし	補正なし	1.04	1.05
治山林道	1.04	1.02	1.03	1.05

【通期の週休 2 日】

補正なし

○土木工事市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	通期の 週休2日
鉄筋工		1.02	補正なし
ガス圧接工		1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	
	撤去・移設	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
法面工		1.01	
吹付砕工		1.01	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	
道路植栽工		1.02	
公園植栽工		1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	

○土木工事標準単価の補正係数

名称区分	補正係数	
	月単位の 週休 2 日	通期の 週休 2 日
区画線工	1.02	補正なし
高視認性区画線工	1.02	
橋梁塗装工	1.01	
構造物とりこわし工（機械）	1.01	
構造物とりこわし工（人力）	1.02	
コンクリートブロック積工	1.02	
排水構造物工	1.02	
鋼製排水溝設置工	1.02	
表面被膜工（コンクリート保護塗装）（固定足場）	1.01	
表面被膜工（コンクリート保護塗装）（高所作業車）	1.01	
表面含浸工（固定足場）	1.02	
表面含浸工（高所作業車）	1.02	
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.02	
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.02	
剥落防止工（アラミドメッシュ）（固定足場）	1.02	
剥落防止工（アラミドメッシュ）（高所作業車）	1.02	
漏水対策材設置工（固定足場）	1.02	
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.02	
防草シート設置工	1.01	
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（固定足場）	1.01	
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（高所作業車）	1.01	
塗膜除去工	1.02	
バキュームブラスト工	1.01	
道路反射鏡設置工（設置）	1.00	
道路反射鏡設置工（撤去）	1.02	
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.02	
機械式継手工	1.02	
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.01	
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	
FRP製格子状パネル設置工	1.00	
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	
支承金属溶射工	1.02	
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	

フレア溶接工	1.02	補正なし
H型ボラード設置工	1.01	
橋梁用水切り材設置工（固定足場）	1.02	
橋梁用水切り材設置工（作業車）	1.02	

○港湾工事市場単価方式の補正係数

名称	補正係数	
	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
底面工	1.01	補正なし
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	
支保工	1.02	
足場工	1.01	
鉄筋工	1.02	
吊鉄筋工	1.02	
型枠工	1.02	
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	
止水板工	1.02	
上蓋工	1.02	
伸縮目地工	1.01	
係船柱取付	1.02	
防舷材取付	1.02	
車止・縁金物取付	1.02	
係船柱撤去	1.02	
防舷材撤去	1.02	
車止撤去	1.02	
電気防食取付	1.02	
防砂目地版取付工（陸上施工）	1.02	
防砂目地版取付工（水中施工）	1.02	
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02	
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01	
ペトロラタム被覆	1.02	
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02	
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02	
かき落とし工	1.02	
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	
汚濁防止枠設置・撤去	1.01	
灯浮標設置・撤去	1.01	
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00	
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02	
異形ブロック製作 型枠工、コンクリート打設	1.02	
異形ブロック製作 給熱養生	1.01	

休日取得計画・実績書

工事名	
工期	から まで
工事着手日	
工事完成予定日	

合計	計画	0	0	#DIV/0!
	実績	0	0	#DIV/0!
通期の判定		閉所率 28.5%以上		#DIV/0!

休：現場閉所日 雨：降雨・降雪による現場閉所日 夏：夏季休暇 年：年末年始休暇 工：工場製作期間
 中：一時中止期間 ー：夏、年、工、中以外の対象期間外の日 外：工事着手日前、工事完成日後の対象期間外の日

1月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

2月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

3月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

4月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

5月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

6月

日	曜日	記事	計画		実績		暦上		計画			実績					
			対象日数	閉所日数	対象日数	閉所日数	日数	土日日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数	対象期間内土日日数	対象期間外の日を含む日数			
			0	0	0	0	0	0									
月単位判定									#DIV/0!	#DIV/0!							

【記載例】

「週休 2 日工事に取り組んでいます」

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

現場閉所予定

○月○日、○日、○日・・・

原則○曜日、○曜日 など

発注者 ○○○

受注者 ○○○